

平成24年2月20日

事業主様
被保険者様

全日本理美容健康保険組合
〒103-0011
東京都中央区日本橋大伝馬町1-7
イトーピア大伝馬町ビル4F
理事長 本岡 仁

東日本大震災被災者の方の一部負担金等免除の延長について

現在、東日本大震災により被災された方の医療機関等における一部負担金につきましては、『保険証』と『健康保険一部負担金等免除証明書』を提示することにより、平成24年2月29日まで免除の取扱いとなっておりますが、このたび下記のとおり免除期限が延長されることとなりましたのでご案内申し上げます。

これに伴い事業主様宛に新しい免除証明書をお送りいたしますので、対象の方への配付ならびに旧『免除証明書』の回収をお願い申し上げます。

1. 一部負担金などの支払い免除の延長対象者とその期限

①東京電力福島原発事故による警戒区域等（※1）の方

(新) 有効期限	(旧) 有効期限
平成25年2月28日まで	平成24年2月29日まで

(※1) 警戒区域、計画的避難区域、旧緊急時避難準備区域、特定避難勧奨地点

②上記以外（※2）の方

(新) 有効期限	(旧) 有効期限
平成24年9月30日まで	平成24年2月29日まで

(※2) 災害救助法の適用地域（東京都を除く）と被災者生活再建支援法の適用地域に住所を有していた方（震災以降、他の市区町村に転出した方を含む）で、被災により次のいずれかに該当する方

- ①住家が全半壊、全半焼した方
- ②主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った方
- ③主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④主たる生計維持者が業務を廃止・休止した方
- ⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入が無い方

③入院時食事療養費及び入院時生活療養費に係る標準負担額の免除について

平成24年2月29日で終了となります。

④旧『免除証明書』の差し替えについて

延長措置前に交付しました旧『免除証明書』（有効期限が平成24年2月29日までのもの）につきましては、新『免除証明書』と差し替えのうえ、ご返却くださいますようお願いいたします。

◎次の場合の一部負担金等の免除については、平成24年2月29日までとなります。

- ・『保険証』を医療機関等の窓口で提示できなかった場合
- ・柔道整復師、あん摩・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師による施術 等

問い合わせ先：
全日本理美容健康保険組合 給付課
Tel：03-6661-6106
Fax：03-5652-5757